

議会議案第1号

三位一体の改革推進を求める意見書

今後の地方税財政の在り方を審議するための政府の地方分権改革推進会議は、内容のみならず、手法においても多くの疑問を残しながら閉幕し、「三位一体の改革についての意見」が小泉内閣総理大臣に提出された。

三位一体の改革については、国から地方への大胆な税源移譲により地方財政構造における歳出と歳入の乖離を解消し、地方分権が唱える、自治体が自己決定と自己責任に基づき、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るべきとの基本認識に立っていたところである。

しかし、この「意見」では、「三位一体改革」の軸として位置付けられるべき税源移譲については、将来の増税を前提とした上で、時期も規模も明確にせず先送りする内容となっているほか、地方交付税については、明確な理由も示されないまま法定率分とそれ以外の部分とに区分し、段階的な削減の方向が言及されるなど、国の財政健全化を目的とした内容ばかりが目立ち、地方にとっては到底容認できないものである。

よって、国におかれては、国と地方の信頼関係に基づき、真の地方分権を確立するため、三位一体の改革案を取りまとめるに当たっては、国の責任において、下記の事項の実現を図るよう強く要望する。

記

- 1 地方分権推進の原点に立ち返り、地方の意見を十分に尊重しながら、国庫補助負担金の抜本的な見直しと基幹的税目による税源移譲を同時期に実施するとともに、地方への負担転嫁は決して行わないこと。
- 2 地方交付税制度の見直しに当たっては、地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるよう、地方交付税の有する財源保障機能と財政調整機能を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年6月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
経済財政政策担当大臣
内閣官房長官

} あて

石川県議会

ヤミ金融対策の強化を求める意見書

近年、長引く不況を奇貨とするヤミ金融の横行が看過できない社会問題となっている。人の弱みに乗じて、中には年利数千パーセントから数万パーセントにのぼる高金利による貸付けがなされたり、勤務先や家族への脅迫的な取立てはもとより子どもが通う学校にまで催促の電話がかけられ、職場からの解雇や離婚、自己破産、行方不明、さらには自殺をも余儀なくされるなど、その深刻な被害の多発化には目に余るものがある。

現行制度のもとでは、登録さえすれば容易に貸金業を営むことが可能であり、法外な金利や強引な取立てを行う悪徳業者への行政対応も実効を期し難いものとなっており、国による抜本的対策は急務となっている。

よって、国におかれては、登録要件・審査の見直し、金融取引主任制度の導入、夜間・早朝・職場等への取立て行為規制の明確化、監督権強化のための業務改善命令規定の新設や罰則強化、苦情相談窓口や監督省庁・関係団体等の体制整備の実施など、新たな立法措置を含めた悪徳ヤミ金融を排除するための措置を速やかに講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年7月1日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		
金融担当大臣		
国家公安委員会委員長		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第3号

義務教育費の国費負担の理念を堅持し、教育予算の 充実を求める意見書

三位一体改革の一環として今、義務教育費国庫負担制度の在り方が見直されようとしている。

しかし、義務教育は、我が国存立の基礎的要件であり、教育の機会均等を担保するためにも、義務教育そのものの在り方にいささかも揺るぎがあってはならない。

よって、国におかれては、明年度予算編成に当たって、制度がどう変更されようとも義務教育費国庫負担制度の基本理念を堅持し、下記事項の実現に向けて尽力されるよう強く要望する。

記

- 1 従来の義務教育費国庫負担分は引き続き国の責任で担保すること。
 - 2 学校事務職員、学校栄養職員はその役割の重要性に鑑み、従来どおりの処遇と費用負担をすること。
 - 3 義務教育第7次・高校第6次定数改善計画については、早期に達成を図ること。
 - 4 教科書無償制度を引き続き堅持すること。
 - 5 私学助成に関して引き続き更なる確保に努めること。
 - 6 子ども一人ひとりの個性を尊重する豊かな教育を実現するために、少人数学級を視点を据えた教職員配置を可能にする財政負担制度を創設すること。
 - 7 学校施設、設備の更なる充実と、奨学金・就学援助の充実を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年7月1日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官

} あて

石川県議会

北朝鮮による拉致被害者家族問題の早期解決を求める意見書

朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)による拉致被害者5人が24年ぶりの帰国を果たしてから8カ月以上が経過した。この間、北朝鮮は、「拉致事件があったこと」を公式に認めていながら、子どもたちなど被害者家族の早期帰国や被害者家族が求める死亡したとされる家族についての情報提供の要請などの声に耳を傾けることなく、膠着状態が続いていることは誠に遺憾である。そのため、いまだに拉致被害者の方々は家族離散という、つらい現実に耐えながら祖国・日本での生活を送っている。

日本人拉致問題は、北朝鮮による我が国の主権を侵害した国家犯罪であるとともに、人道に反する犯罪であり、とうてい許されることではない。

よって、国におかれては、拉致被害者及び御家族の方々の思いを受け止め、北朝鮮に対し強い態度で迫り、特に、被害者家族の帰国実現の早期解決に全力を挙げて取り組むことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年7月1日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
外務大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第5号

「医薬品の一般小売店における販売」に関する意見書

政府の総合規制改革会議は、平成15年2月17日「規制改革推進のためのアクションプラン」を公表し、その重点検討事項のひとつに「医薬品の小売店における販売」を取り上げている。

薬事法に基づく医薬品製造・販売等に係る諸規制は、過去の副作用被害事例等の反省の上に立って築き上げられたものであり、医薬品の品質、有効性及び安全性を確保し、人の生命・健康を守るための極めて重要な制度である。

現在、医薬品と指定されているものは、いずれもこのような観点から指定されてきたものであることから、医薬部外品への変更に当たっては、単に大衆的であるとか副作用がほとんど認められないといったことだけではなく、素人判断の危険性などを十分考慮して選定すべきである。

よって国におかれては、具体的な制度の見直し及び対象品目の選定に当たっては、安全性に十分配慮し、慎重に選定されるとともに、今まで同様、医薬品の一般小売店における販売を認めないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年7月1日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
規制改革担当大臣
内閣官房長官

} あて

石川県議会